

多重債務問題を抜本的に解決するため、貸金業の適正化、過剰貸付けの抑制、金利体系の適正化等について所要の制度整備を行う「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が、平成18年の第165回臨時国会で可決・成立し、12月20日に公布されました。その時の改正により、貸金業者の純資産額が5,000万円に引き上げられ、借り手の自殺を対象とした生命保険契約の禁止、総借入額が年収の三分の一以上となる借入れは原則禁止となりました。

そこから4段階の施行過程を経て、平成22年には「貸金業の規制等に関する法律」から「貸金業法（以下新法）」に新生して施行となります。

新法の特徴

今回の新法施行に伴う特徴としては、業務の適正化という観点強化され、コンプライアンスの強化及び財産的登録要件の引き上げ並びに人的登録要件が厳格化されることです。

貸金業務取扱主任者の国家資格化への移行

現行の主任者制度は、貸金業登録の人的要件として、貸金業者が営業所単位ごとに貸付業務1年以上の実務経験がある従業員を選任し、その者に対して登録前と3年ごとの更新時に講習を受講させることで法定義務を履行してきました。しかし、新法における主任者制度は、試験に合格したものであることが要件となり（主任者の国家資格化）、従来の主任者制度は経過措置なく、廃止されることとなります。

現行制度化の主任者に係る講習受講の義務は貸金業者に課せられていますが、新法では主任者試験合格者及び主任者自身に課せられます。新法が主任者に要求していることは、新法で貸金業者に課せられた適正な業務運営を確保するために必要な最新の法令と、貸金業が金融システムの補完的機能を担う社会的要請から、財務会計に関する広範囲かつ高度な知識の研鑽です。

新法改正に伴い業務の適正化、コンプライアンスの強化が求められていきますので、現在貸金業を行っている事業者様については、迅速に知識を習得し、早い段階から改正後の法令遵守の準備に備える必要があります。

以上